3.　州行政審判所の役割

州行政審判所とは？

州行政審判所は、独立した法定審判所であり：

- 意思決定障害を持つ成人の後見人および/または管理人の選任申請を審査する
- 後見人や管理人の選任を命じる
- 過去に下された命令の見直し
- 1990 後見および財産管理法（Guardianship and Administration Act 1990）に基づき、永続的委任状（Enduring Power of Attorney）、永続的後見委任状（Enduring Power of Guardianship）、事前医療指示書（Advance Health Directives）、治療決定書（Treatment Decision）への介入申請を審査する

州行政審判所の審理

後見人および/または管理人の選任が申請された場合、審判所は意思決定障害者の利害関係者が出席する聴聞会を実施し、その意思決定障害者の最善の利益について意見を述べる機会が与えられます。また、意思決定能力が検討される人にも、可能な限り本人の見解や希望を述べる機会が与えられます。

審判所はどのような事項を考慮しますか

審判所は、本人の状況や必要性について提出された他の情報や報告書も考慮した上で、以下についての判断を下します：

- 意思決定障害の有無
- 障害が生活管理能力に与える影響と、自己管理できる範囲（後見人または管理人の必要性の有無）
- 後見人や管理人の選任が意思決定障害者にとって最善の利益となるかどうか
- 後見人または管理人は、特定の分野だけに関する決定を行うべきか（限定命令）、またはすべての事柄に関する決定を行うべきか（全体命令）

- 後見人または管理人の役割を担うのに最も適した人物、または機関は誰か

- -後見人または管理人の任命期間は、見直しまでにどの程度の期間が適切か
- -議会選挙で投票する能力があるかどうか
- 永続的委任状、永続的後見人委任状、事前医療指示書など、より制限の少ない代替手段がすでに設定されているかどうか。

命令の見直し

一定期間後も引き続き任命された後見人や管理人の必要性があるかどうか、また当初の命令の内容に変更が必要かどうかを判断するために、命令の見直しが定期的に行われます。州行政審判所は、各事案を 5 年以内に見直すことが法律上義務付けられていますが、事案の状況によっては、より早く見直しが行われる場合もあります。

また州行政審判所は、本人や後見人、管理人、公的権利擁護人、あるいは審判所が審査申請を許可した者の申請があれば、いつでも命令を見直すことができます。

不服申立て

1990 年後見および財産管理法によれば、州行政審判所の決定に対する不服申立てができます。州行政審判所の審判 1 名によって決定が下された場合、その決定に不服がある者は、審判所長に対しその決定について合議制審理で再審査するよう求めることができます。審判所長は、そのような要請に必ず応じなければなりません。

合議制審理での決定に対する不服申立ての許可願いは、以下のような場合に限り最高裁判所に対して申請することができます：

- 州行政審判所が、 法律および／または事実誤認を犯した
- 州行政審判所が管轄外の行為を行った
- 不服申立てを正当化するに足るその他の理由がある

お問い合わせ先

公的権利擁護庁（Office of the Public Advocate)
郵便： PO Box 6293, EAST PERTH WA 6892
電話： 1300 858 455
Email: opa@justice.wa.gov.au
Webサイト:www.publicadvocate.wa.gov.au

州行政審判所（State Administrative Tribunal）
郵便： GPO Box U1991 PERTH WA 6845
Level 6, State Administrative Tribunal Building 565
Hay Street PERTH WA 6000
電話: (08) 9219 3111 または 1300 306 017
Email： sat@justice.wa.gov.au
Webサイト：www.sat.justice.wa.gov.au
e コートポータル：https://ecourts.justice.wa.gov.au

本情報シートに記載された情報は、公共のサービスとして自発的に提供されているものであり、提供されているアドバイスは善意によるものです。しかしながら、あくまでも読者が自己責任のもとに、ここに記載されている事柄について判断し、関連する表現、記述、情報をすべて確認すべきであるという前提で提供されています。西オーストラリア州（「州」）、州の機関または団体、州または州の機関または団体の職員または代理人のいずれも、本ガイドラインで提供されるいかなる情報やアドバイスの使用、または依存から生じるいかなる損失または損害に対して、過失によるものであるか否かにかかわらず、何らの責任を負うものではありません。

2023 年 7 月